自治労県職

速報版

発行：自治労滋賀県職員労働組合
自治労滋賀県職員連合労働組合
県庁東館５階
県庁内線：4790,4791
直通077-528-4790
FAX077-521-3784
E-MAIL:shigajichiro@yahoo.co.jp

自治労･公務員連絡会が人事院と交渉

コロナ禍で勧告作業の大幅遅れ、勧告時期明らかにせず

人勧要請署名４８万３，３７９筆を人事院へ提出

自治労・連合公務員連絡会の交渉団は９月１日、今年度の人事院勧告に関して人事院との交渉を実施しました。交渉に先立ち、全国の仲間から寄せられた４８万３，３７９筆の署名を人事院に提出しました。交渉では、冒頭に自治労・公務員連絡会側から「今回の署名を通じて組合員から現場の実情などを集約し、人事院に届けることで取り組んできた。是非、現場の職員の声に耳を傾けながら、人事院勧告に向けた作業をしっかりと行ってもらいたい」と求めました。人事院側は「新型コロナ感染症をはじめ、自然災害相次ぐ中、各職場で日々職務に奮闘されていることに心から敬意を表する」と述べて以下の回答を行いました。

【人事院側の回答】

勧告作業：一時金の民間調査を先行、月例給は８月17日から調査中

今年の民間給与実態調査は、新型コロナウイルスの影響からボーナス等の調査を先行して実施し、月例給の調査については８月１７日から実施している（９月末まで）。人事院としては、国会と内閣に勧告・報告を行うという国家公務員法に定められた責務を着実に果たしていきたいと考えている。

賃金改善：「民調の結果に基づき適切に対処したい」

一時金については、現在、民調結果を集計中である。また、月例給与については、９月３０日までの期間で調査中である。したがって、月例給、一時金とも、今の段階では何とも言えない状況であるが、本年においても民調の結果に基づき、適切に対処していきたいと考えている。諸手当については、民間の状況、公務の実態等を踏まえ、職員団体の皆さんの意見も聞きながら、必要となる検討を行っていく。

勧告日程：人事院勧告の時期を明らかにせず

現段階では、はっきりと申し上げられない。調査結果に基づいて、国会及び内閣に必要な勧告・報告を行うべく、鋭意、検討・準備を進めている。

【自治労・公務員連絡会側の主張】

○職場では新型コロナ対策を含めて、懸命な奮闘が続いている。これらに応える給与改善を基本とし、少なくとも月例給の水準の維持を最低としての措置を求める。
○一時金については、厳しい民間動向を踏まえ、職員の生活を守る支給月数の確保を求める。
○人事委員会においては、この先の日程感が見えずに苦労していると聞く。例年よりスムーズな情報提供と、人事委員会からの意見をしっかり聞いたうえで対応してほしい。

【解　説（自治労県職）】

●コロナ禍で異例の展開、勧告は１０月下旬以降か

月例給の民間調査が９月末までとなっており、例年、８月上旬に出される人事院勧告は、大幅に遅れる見込みです。人事院は勧告時期を明らかにしませんでしたが、早くても１０月下旬以降と思われます。

●県人事委員会勧告も時期の遅れは不可避

人事院勧告が遅れれば、共同調査をしている県人事委員会の勧告も同様に遅れることは不可避と思われます。

●秋の「賃金確定交渉」の日程等に影響も

組合の賃金確定交渉については、例年、県人事委員会勧告以降、要求書を提出し、１１月にかけて交渉を実施していますが、この日程等も影響を受けることが予想されます。

●一時金等に厳しい影響も、賃金水準確保を全力で

日程の遅れだけでなく、民間給与の動向から、ボーナスなどへの影響が危惧されます。コロナ禍で奮闘する職員の頑張りに応える内容の確定闘争とするため、賃金水準の維持改善へ向け全力で取り組む必要があります。

自治労県職共闘、近畿の各県人事委員会勧告に向けた要請

自治労近畿地区県職共闘会議（近畿２府４県職労で構成）は９月２日、近畿人事委員会協議会（各府県人事委員会で構成）に「人事委員会勧告に関する要求書」を提出し、事務局の大阪府人事委員会事務局に要請を行いました。この行動には、近畿の各府県の執行委員長が参加。代表の奈良県職委員長から「民間調査等は遅れているが、精確な調査を行い職員の頑張りに応える早期の勧告をしてほしい」と要請し、自治労県職の根本委員長からは、「コロナ対策で奮闘している職員の思いを受け止めてほしい」と訴えました。

組合員へ除菌ティッシュ配布します

～自治労県職結成30周年のロゴ入り～

組合員全員に結成30周年記念の一環として携帯用除菌ティッシュ（20枚入）を配布します。
順次、職場にお届けします。